

下田市公告第 16 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

下田市長 松木 正一郎



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
下田市役所産業振興課
下田市ホームページ
- 3 本公告により、下田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。